

第3号議案

令和8年度賦課金の額、賦課の方法、徴収の時期及び徴収方法の決定について

1. 賦課金の額

正組合員 1戸当たり 2,000円

2. 賦課の方法

令和8年6月1日を賦課基準日とする。

3. 徴収の時期

令和8年8月31日に徴収する。

4. 徴収の方法

貯金口座振替とする。

第4号議案

令和8年度における理事及び監事の報酬決定について

令和8年度の役員の報酬については、組合員代表者並びに学識経験者から構成されるJA信州うえだ役員報酬審議会において、農業を取り巻く環境や昨年度の支給実績、これまでの事業実績、経済情勢の変化等を検討して出された答申内容を踏まえ、令和8年度の理事及び監事の報酬は下記の通りとする。

1. 令和8年度の理事の報酬は総額57,900千円以内とする。

各理事の報酬額については、その範囲内において理事会に一任する。なお、理事は25名です。

2. 令和8年度の監事の報酬は総額15,000千円以内とする。

各監事の報酬額については、その範囲内において監事の協議に一任する。なお、監事は6名です。